

令和2年(2020年)5月18日

保護者並びに地域の皆様

近江八幡市教育長 日 岡 昇

市立小・中学校の学校における教育活動の再開について（お知らせ）

平素は、本市の教育行政及び学校の教育活動に、ご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。また、長期にわたる臨時休校においては、ご家庭や地域でご支援とご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

さて、先日5月7日付文書『学校再開後の学習指導の進め方及び再開に向けた段階的な取組について』にてお知らせしましたように、現在、各小・中学校で、再開に向けて、登校日を行いながら段階的に取り組んでいます。

国が示す「社会全体が、長期間にわたりこの新たなウイルスとともに生きていかなければならない」という認識に立ち、その上で、子どもの健やかな学びを保障する」という方針に基づき、6月1日から、感染予防対策を講じつつ、学校での教育活動を再開することにします。

つきましては、下記のとおり行いますので、ご理解いただくとともに、ご協力よろしく申し上げます。

また、保護者並びに地域の皆様には、地域学校協働本部事業を通じた学校支援ボランティア活動や、スクールガード活動、またPTA活動等を通じまして、これまで同様にご支援を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、今後の市・県内の感染状況の推移によっては、予定が変更となる場合があります。

記

1. 再 開 日 令和2年6月1日（月）〔学校給食開始：6月8日（月）〕

- 6月1日（月）～5日（金）までの第一週は、段階的な取組として、半日授業など行う場合があります。詳しくは各学校からお知らせします。
- 6月8日（月）から、すべての小・中学校で通常どおりの日程で教育活動を行います。ただし、教室では、当分の間、テスト体制のように机を離して学習します。

2. お 願 い

- 毎朝、自宅で検温と、風邪症状の有無を確認してください。
 - ・小学校については自己管理が難しいことから、健康観察カードを用いて健康管理を行います。
 - ・発熱や風邪症状（軽い症状も含む）等がある場合は、自宅で休養させてください。
 - ・この場合は、出欠の扱いについては欠席日数には含めず、出席停止日数とします。
 - ・この他、医療的ケアを必要とすることや基礎疾患等があり重症化するリスクが高い児童生徒について保護者が登校すべきではないと判断された場合や、保護者が児童生徒に感染することが心配なため登校させないと判断された場合についても、欠席日数には含めず、出席停止日数とします。
- 感染拡大防止のため、マスクを着用し登校させてください。また、手洗いや咳エチケット等については学校でも指導をしますが、ご家庭でも習慣づけをお願いします。
なお、スクールガード活動をしていただく地域の皆様もマスクの着用をお願いします。
- 免疫力を高めるために、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事が大切ですのでご協力ください。

3. 新型コロナウイルス感染症に児童生徒及び教職員が感染した、または濃厚接触者と特定された場合も含めた臨時休業等の対応方針・・・裏面のとおり

児童生徒及び教職員が感染した、または濃厚接触者と特定された場合も含めた臨時休業等の対応方針

下記に示す文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」を踏まえて、学校医等や衛生主管部局と相談の上、臨時休業の必要性、規模(学級・学年・学校)及び期間について判断し、速やかに周知する。

文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」
(令和2年4月17日改訂版)

(1) 児童生徒等または教職員の感染が判明した学校の臨時休業の考え方

感染者の(ア)校内での活動状況、(イ)接触者の多寡、(ウ)地域における感染拡大の状況、(エ)感染経路の明否を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、学校医等や衛生主管部局と相談の上、臨時休業の必要性、規模(学級・学年・学校)及び期間について判断する。

- * 感染の事実や感染者の人数のみで臨時休業を判断するのではなく、校内での感染拡大の状況や可能性を見ながら判断する。

〔感染が確認された、また濃厚接触者にあたりと特定された児童生徒等・教職員の出席(出勤)停止期間の基準〕

- * 感染が確認された児童生徒等・教職員…医師が治癒したと判断するまでの期間
- * 濃厚接触者にあたりと特定された児童生徒等・教職員…感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して基準として2週間

(2) 地域一斉の臨時休業等の考え方

感染拡大警戒地域…直近1週間の新規感染者数や感染経路が明らかでない感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート(爆発的感染急増)と呼べるほどの状況に至っていない地域。また帰国者・接触者外来の受診者が一定の増加基調が確認される。

- * 専門家会議の提言では、感染拡大警戒地域では、「その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討すべきである」とされているため、地域の感染状況に応じて、自治体の首長が、学校の設置者に臨時休業を要請することも考えられる。

(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域

- * 都道府県の知事は、学校等の施設の使用の制限や停止を要請することができる。また、市町村長(対策本部長)から教育委員会に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- * 上記の場合には、学校の設置者は、その要請内容に応じて、臨時休業を行うことになる。
- * 学校施設の使用制限がない場合でも、学校の設置者は、地域や児童生徒等の生活圏における蔓延状況を踏まえて臨時休業の必要性を判断する。